

国名	中華人民共和国
在外公館名	在中国日本国大使館
情報確認年月日	2019年5月23日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当）	<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容	<p>○ 中国では、麻薬・向精神薬は「麻醉药品・精神药品（麻醉薬品・精神薬品）」と言う。精神薬品は更に第一類と第二類に分類される。医療目的で持ち込み可能なのは麻醉薬品と第一類精神薬品である。（第二類は持ち込み不可）</p> <p>○ 麻醉薬品と第一類精神薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、入国時に処方せん（中国語又は英文）、身分証明書（パスポート）の提示が必要。</p>
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ	なし
参考情報	<p>※ 麻醉薬品・精神薬品のリスト http://www.nmpa.gov.cn/WS04/GL2196/324036.html</p> <p>※ 関係法令「麻醉药品和精神药品管理条例（麻醉薬品と精神薬品管理条例）」 http://www.gov.cn/zhengce/content/2008-03/28/content_6269.htm</p>